

## 石川県診療所等賃上げ支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療機関等の確実な賃上げによる従事者の処遇の改善につなげるため、医療機関等の賃上げに必要な経費に対し、予算の範囲内において、石川県診療所等賃上げ支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年制令第255号。以下「施行令」という。）、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱、同交付要綱及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (2) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条の第12項に規定する薬局をいう。
- (3) 訪問看護ステーション 介護保険法(平成9年法律第123号)第70条第1項に基づき指定を受けた事業所をいう。

### (事務の取扱い)

第3条 石川県から補助金事業を委託された「石川県診療所等賃上げ・物価支援事業運営事務局」（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

### (交付の対象)

第4条 本事業の対象となる医療機関等（以下「対象医療機関等」という。）のうち、

次の各号のいずれかに該当する施設を交付の対象とする。なお、いずれも健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。

- (1) 有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションは令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている施設
- (2) 薬局は令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設
- (3) 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のみ診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設

2 前項第2号及び第3号に規定する施設は、「石川県診療所等賃上げ支援事業費補助金賃金改善報告書」（別紙様式2）において令和8年6月1日から令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告すること。なお、現在、当該評価料は内容が検討されているところであり、今後、変更があり得ることから、当該評価料の対象とならなかった施設の取扱いは、返還も含めて、石川県と協議の上、決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、令和8年1月1日時点において廃止している施設及び申請時点で同年1月2日以降に廃止を予定している施設は対象としない。

（交付対象事業等）

第5条 賃上げ支援の対象者は、対象医療機関等の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）であり、次の各号に掲げる以外の者とする。

- (1) 対象医療機関等の管理者
- (2) 対象医療機関等を開設する法人の理事長、対象医療機関等を運営する個人事業主
- (3) 薬局の開設者

2 交付対象事業は、対象医療機関等に補助金を交付し、対象医療機関等がこれを活用して行う対象職員の賃金改善とし、補助金の交付額及び賃金改善の内容は、別表に定めるとおりとする。

(同意事項)

第6条 次の各号のいずれにも同意した者でなければ、補助金を交付しない。

- (1) 交付対象施設の要件を満たしていること
- (2) 交付のために提出した書類に虚偽がないこと
- (3) 補助金の申請は、1施設につき1回限りとする
- (4) この補助金と補助対象が重複する他の補助金等の交付を受けないこと
- (5) 石川県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- (6) 県税の滞納がないこと
- (7) 虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じるとともに、補助金と同額の違約金の支払いに応じること
- (8) 個人情報の取扱いに関して、補助金の交付手続きに必要な範囲で事務局と共有することに同意すること

(補助金の交付の申請等)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、「石川県診療所等賃上げ支援事業費補助金支給申請書兼請求書」（第1号様式）及び「石川県診療所等賃上げ支援事業申請書」（別紙様式1）（以下、「申請書等」）に、その他知事が必要と認める書類を添えて、令和8年6月30日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定等)

第8条 知事は、前条の申請書等を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて申請書等の不備等についての補正の指示や申請者から事実確認等を行った上で、補助

金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定（第2号様式）により、申請者にその旨を通知するものとする。

2 交付決定をした場合には、補助金を速やかに交付する。

3 第1項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、補助金を交付すべきでないと認められたときは、「石川県診療所等賃上げ支援事業費補助金不交付決定通知書」（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

#### （申請の取下げ）

第9条 申請者が補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

#### （債権譲渡の禁止）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、第8条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

#### （実績報告）

第11条 補助事業者は、補助金を活用して令和8年3月「石川県診療所等賃上げ支援事業費補助金賃金改善報告書」（別紙様式2）に、その他知事が必要と認める書類を添えて、令和8年8月1日までに知事に提出しなければならない。

#### （補助金の額の確定）

第12条 知事は前条の報告を受けた場合には、その書類の内容の審査及び必要に応じて現地調査や補助事業者から事実確認等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、第4号様式により補助事業者に通知するものとする。

(留意事項)

第13条 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。また、例えば、一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の対象医療機関等のみ賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。その上で、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種（例：医師・歯科医師等）への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種（例：看護補助者等）に対しては、重点的に配分することが考えられる。なお、現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種が令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合、当該職種の令和8年6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。

2 前項の「見直し後のベースアップ評価料の対象」として、現時点でベースアップ評価料の対象とすることが検討されている職種は、次の各号の職種とする。なお、40歳以上の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師は、現在のベースアップ評価料の対象になっておらず、現時点で対象に含めることは検討されていない。

(1) 事務職員

(2) 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、補助金の交付をした場合において、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、補助金の返還を命ずることができる。

(1) 対象医療機関等が補助金を活用して令和8年3月31日までの間に賃金改善を実施し、令和8年6月1日からベースアップをしたことを、令和8年8月1日までに提出された別紙様式2を確認した結果、別表で算定した交付額の全部又は一部が賃金改善の内容に充てられていなかった場合

(2) 補助金の交付を受けた日以降に正当な理由なく廃止した場合。ただし、事業譲渡等による廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、石川県知事

においてやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

(3) 申請の取下げがあった場合

(4) 本要綱に違反した場合

(5) 虚偽又は不正の手段をもって補助金の交付を受けた場合

(6) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金を交付することが適当でないと認められた場合

(調査)

第15条 知事は、補助金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 補助金の交付を受けようとする又は交付を受けた者は前項の調査に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類及び関係書類等を整理し、当該帳簿及び証拠書類等を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管し、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助金の周知等)

第17条 知事は、補助金の交付に当たり、交付対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による医療施設等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第18条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、医療施設等から第7条に定める申請の期限までに同条の規定による申請が行われなかった場合は、交付対象者が補助金の交付を辞退したものとみなす。

2 知事が第8条の規定による交付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請が取り下げられたもの

とみなす。

(その他)

第19条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月2日から施行する。

別表

施設区分	補助金の交付額	賃金改善（※）の内容
有床診療所 (医科・歯科)	R7.8.1 時点の許可病床数× 7.2 万円 (2床以下の場合は1施設× 15万円)	原則として、本事業の支給額を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。 ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。 （※）令和8年3月31日までに賃金改善を実施すること。
無床診療所 (医科・歯科)	1施設×15万円	
薬局	所属する同一グループ内の 保険薬局の数（※1）が1～ 5店舗（当該保険薬局を 含む）である保険薬局 1施設×14.5万円	（※）令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てるこ
	所属する同一グループ内の 保険薬局の数（※1）が6～ 19店舗（当該保険薬局を 含む）である保険薬局 1施設×10.5万円	
	所属する同一グループ内の 保険薬局の数（※1）が20 店舗以上（当該保険薬局を 含む）である保険薬局 1施設×7万円	
訪問看護 ステーション	1施設×22.8万円	

		<p>とができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。</p> <p>(※) 賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。</p> <p>(※) 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることはできない。</p>
--	--	--

(※1) 厚生局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している R7. 4. 30 時点の数とする。